

議題④ その他

課題

①貸出者の登録の規定の見直しについて

貸出者の規定を、高知県内在住の広範囲の設定としたい。

[経過]

- 利用者の方で、町外在住で長年、四万十町で働いていたが、定年で退職された方などは貸出規定によれば、館長に相当と認めてもらわなければ、貸出できない規定である。
- 下記の四万十町立図書館管理規則第8条の(1)～(3)に該当していない場合、(4)は来館した日にすぐに判断することは勤務体制から厳しい。
- また四万十町民で、ほかの自治体の図書館を利用している町民もあり、他の市町村立図書館の恩恵を受けている。
- 平成29年度に高知県内の図書館へ当館が行ったアンケート結果では、
「ご自分の市町村以外の人に貸出をしている」が68%
「条件によっては貸出している」28%
「そのほか」4%
「貸出していない」0%
※4%のそのほかについても、「条件付きで貸出し」に該当する回答であった。
- 近年、高知県内の図書館では、貸出者の基準が「近隣市町村」や「高知県内、愛媛県内全域の住民の方」、「どなたでも」など、ほかの市町村の住民も含めたサービスの流れとなってきた。
時代の流れとして、貸出者の規定を見直してもよいのではないか。

◆四万十町立図書館管理規則第8条◆

図書館が発行した貸出券(様式第1号)を所持するものは、図書及び資料を借り受けることができる。前項の貸出券は、次の各号のいずれかに該当し、貸出登録票(様式第2号)に登録したものに交付する。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に通勤又は通学する者
- (3) 町内に所在する事業所及び団体等(以下「団体」という)の代表者
- (4) その他館長が相当と認めるもの